

第2部

サービス利用者等

1 自立支援サービス利用者

(1) 障害支援区分認定者

障害者総合支援法の障害支援区分（平成24年度までは「障害程度区分」でした）は、区分1～6となっています。また、障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法および知的障害者福祉法に基づく入所施設・通所施設（以下「旧法施設支援」といいます）利用者については、区分A～Cとなっていました。平成26年3月現在の認定者は1,285人です（図2-1）。この合計数は、3つの手帳所持者の合計の5.2%にすぎません。なお、図2-1の障害支援（程度）区分認定者数は、18歳以上の障害のある人です。18歳未満の障害のある児童については、①発達途上にあり時間の経過とともに障害の状態が変化すること、②乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、③現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていません。

障害福祉サービスのうち、表2-1のサービスは該当する障害支援区分でなければ受けられません。訓練等給付など、表2-1に該当しないサービスであっても、障害支援区分一次判定を受けなければなりません。

図2-1 障害支援（程度）区分認定者数の推移

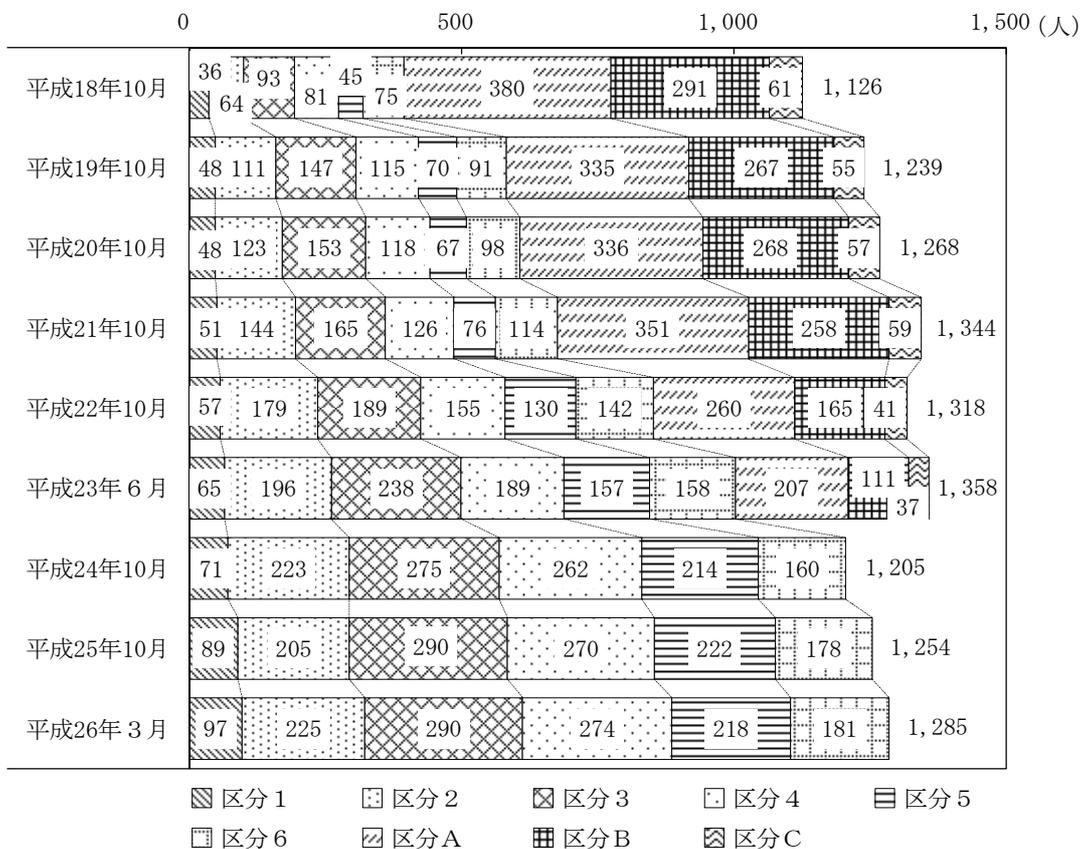


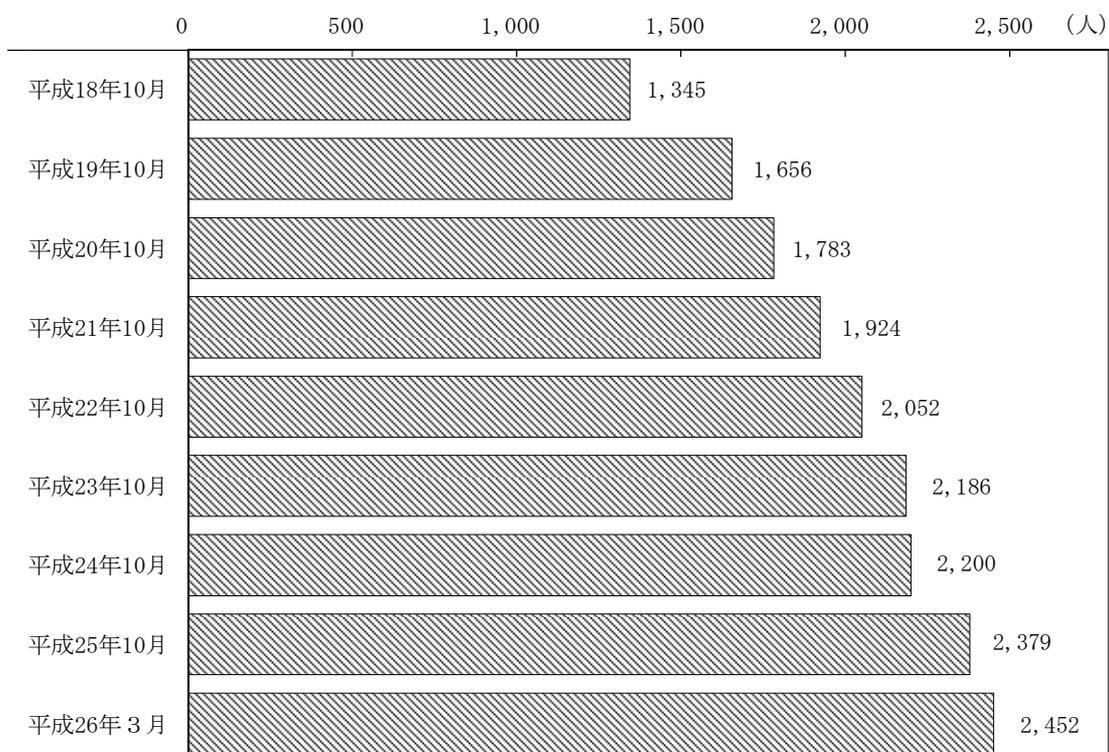
表 2-1 障害支援区分認定が必要なサービス

| サービス名 | 対象区分等 | サービス名 | 対象区分等 |
|------------|--|--------|------------------------|
| 居宅介護 | 区分 1 以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分 2 以上、他に該当条件あり） | 生活介護 | 区分 3 以上（50歳以上は区分 2 以上） |
| 重度訪問介護 | 区分 4 以上（他に該当条件あり） | 療養介護 | 区分 5 以上（他に該当条件あり） |
| 同行援護 | 区分 2 以上（他に該当条件あり） | 短期入所 | 区分 1 以上 |
| 行動援護 | 区分 3 以上（他に調査項目あり） | 施設入所支援 | 区分 4 以上（50歳以上は区分 3 以上） |
| 重度障害者等包括支援 | 区分 6（他に該当条件あり） | | |

(2) 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを受けるためには、サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受けなければなりません。図 2-2 は障害福祉サービス支給決定者数の推移ですが、年々増加を続けています。

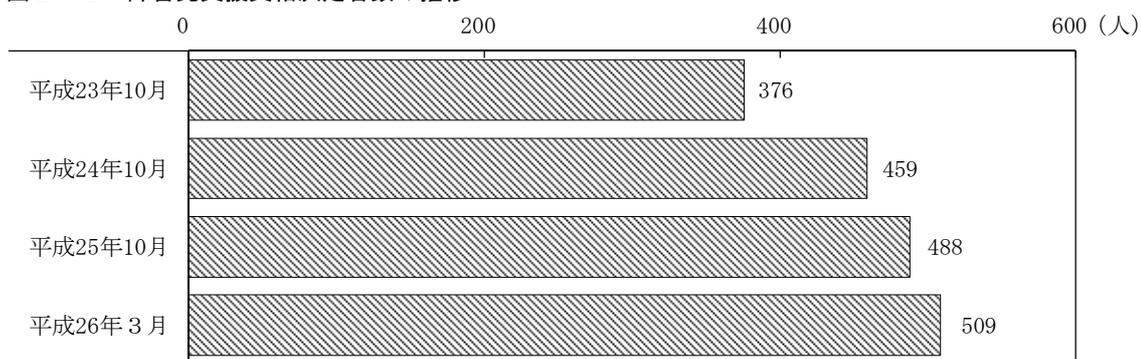
図 2-2 障害福祉サービス支給決定者数の推移



(3) 障害児支援支給決定者

整備法による児童福祉法の改正により、障害児施設の一元化が図られ、平成24年4月1日から施行されました。図2-3の平成23年10月は、児童福祉法の改正前の人数で児童デイサービス利用児数を掲げています。

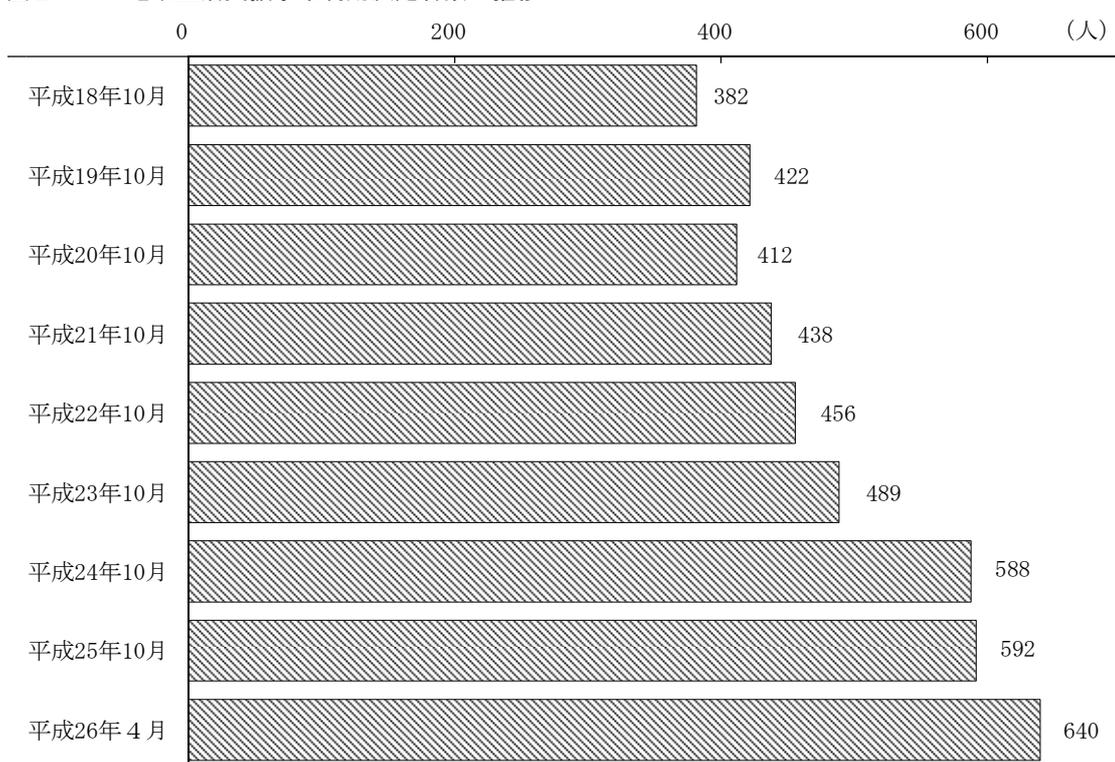
図2-3 障害児支援支給決定者数の推移



(4) 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター（Ⅱ型）事業および訪問入浴サービス事業を利用するためには、サービスの利用決定を受けなければなりません。図2-4は地域生活支援事業利用決定者数の推移ですが、障害福祉サービス支給決定者の2分の1程度となっています。

図2-4 地域生活支援事業利用決定者数の推移



2 サービス利用者等の属性

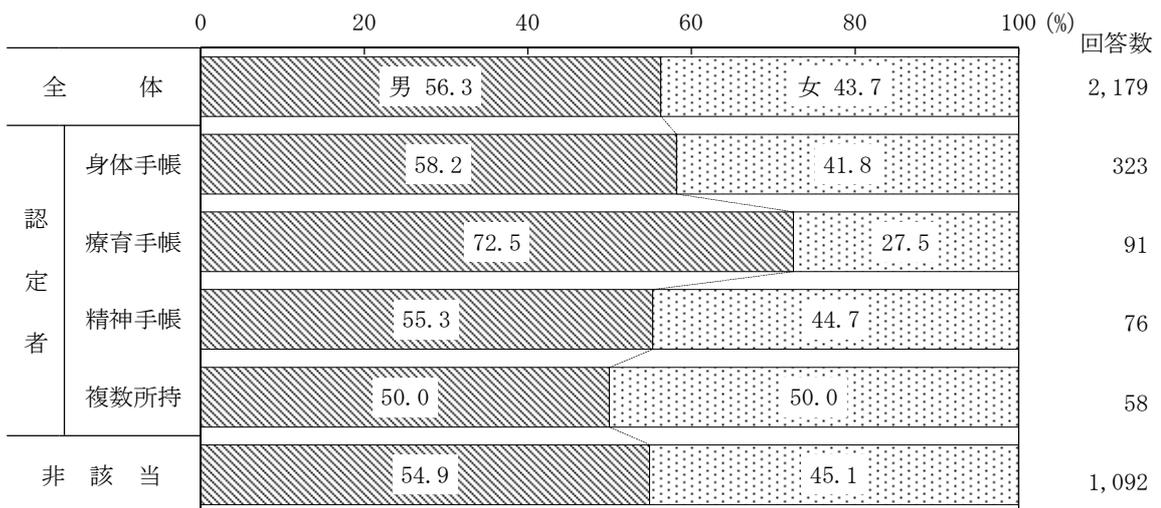
ここでは、平成25年8月に行った障害者計画・障害福祉計画アンケート調査結果から、その属性等を把握します。なお、各調査項目の無回答は除いて計算しました。

(1) 性・年齢

性別では、女性より男性が高く、特に障害支援区分認定者中の療育手帳所持者は男性が女性の3倍近く高くなっています（図2-5）。

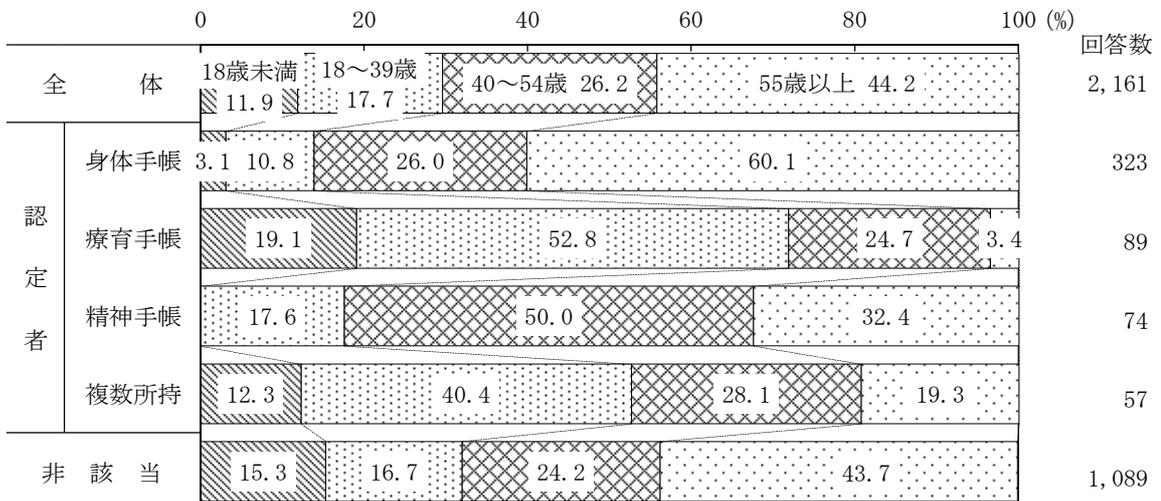
障害支援区分認定者を年齢別にみると、40歳未満が高いのは療育手帳所持者および手帳の複数所持者、40～54歳が高いのは精神障害者保健福祉手帳所持者、55歳以上が高いのは身体障害者手帳所持者です（図2-6）。

図2-5 性別



(注)「非該当」とは、障害支援区分の認定を受けていない人である（以下同じ）。

図2-6 年齢別



(2) 世帯の人数

平均世帯人員は、平成22年国勢調査の全国平均2.42人、富山市平均2.58人と比較すると、療育手帳所持者、手帳の複数所持者および障害支援区分認定を受けていない人が非常に多くなっています(図2-7)。ひとり暮らし世帯が、全国・富山市とも30%前後あるのに、療育手帳所持者が7.8%、手帳の複数所持者が8.6%となっており、これらの人達の多くは家族の支援を受けながら生活しているという実態が垣間見えます(図2-8)。

図2-7 平均世帯人員

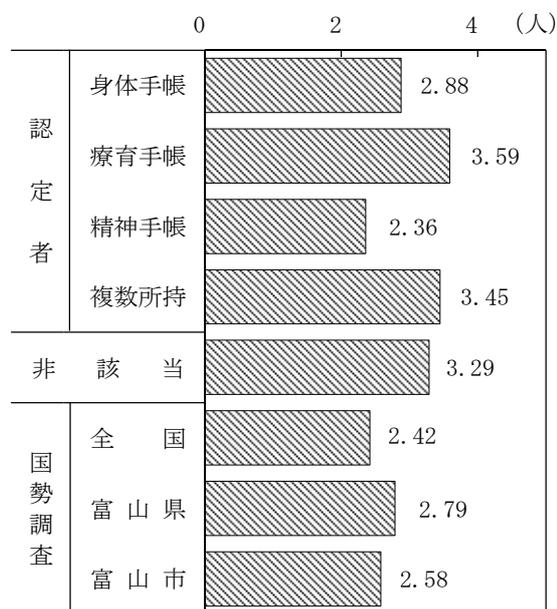
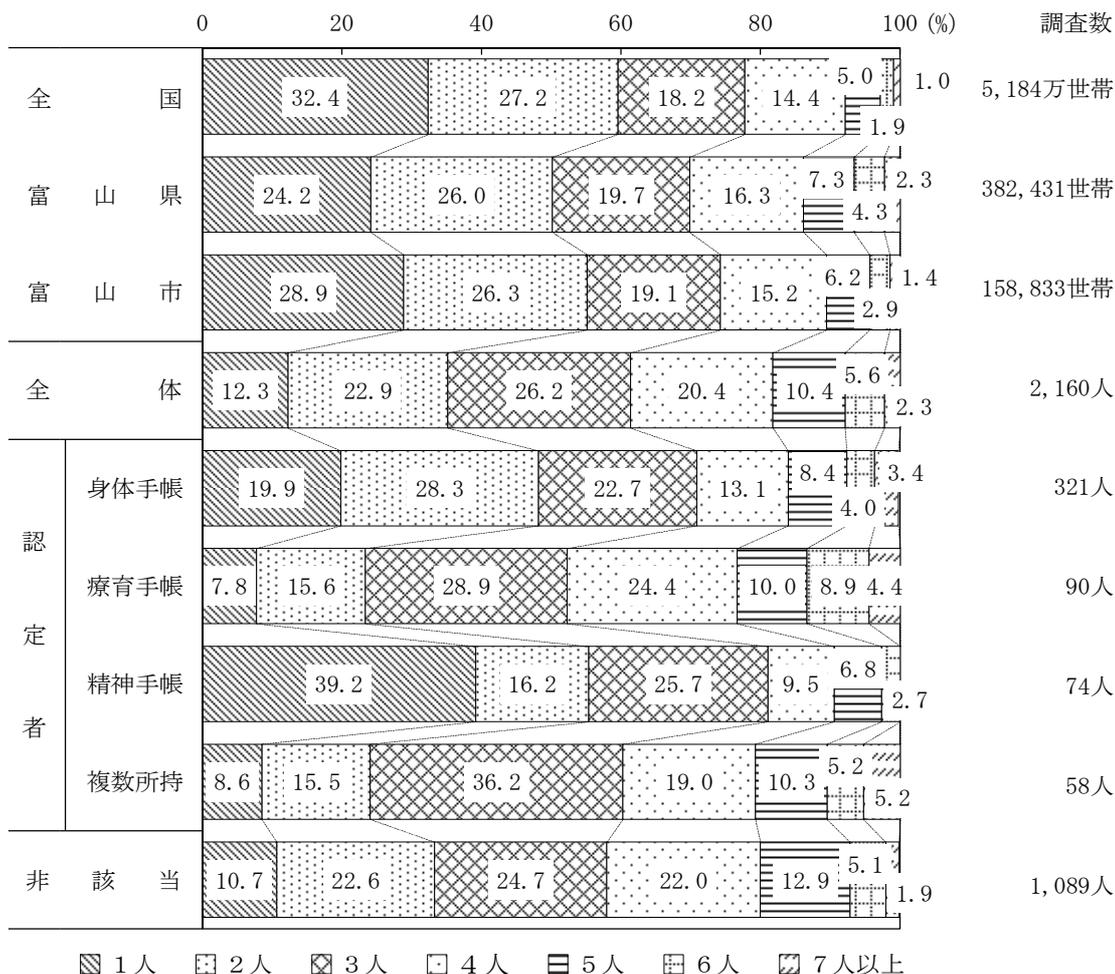


図2-8 世帯の人数

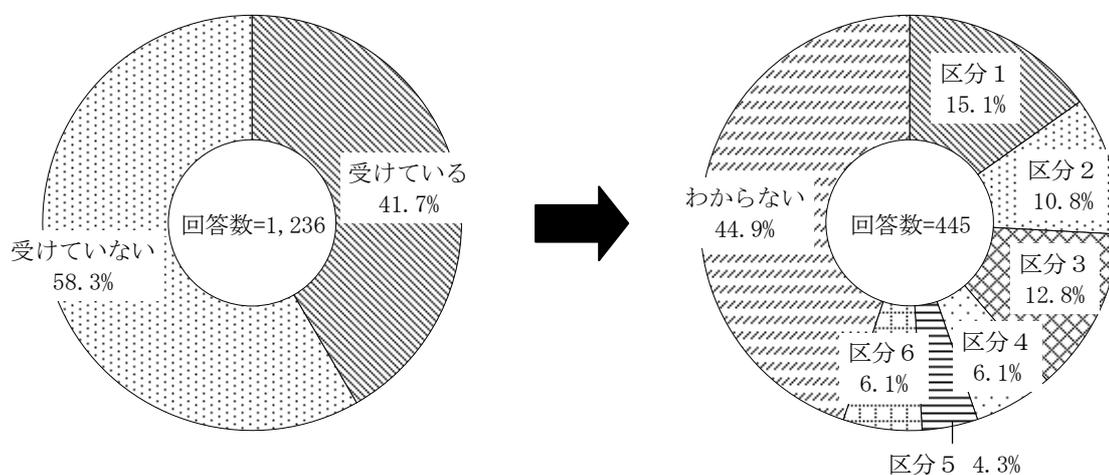


資料:「全国」「富山県」「富山市」は「国勢調査」(平成22年)

(3) 障害支援区分

調査対象者中、障害支援区分認定を「受けている」のは41.7%です。

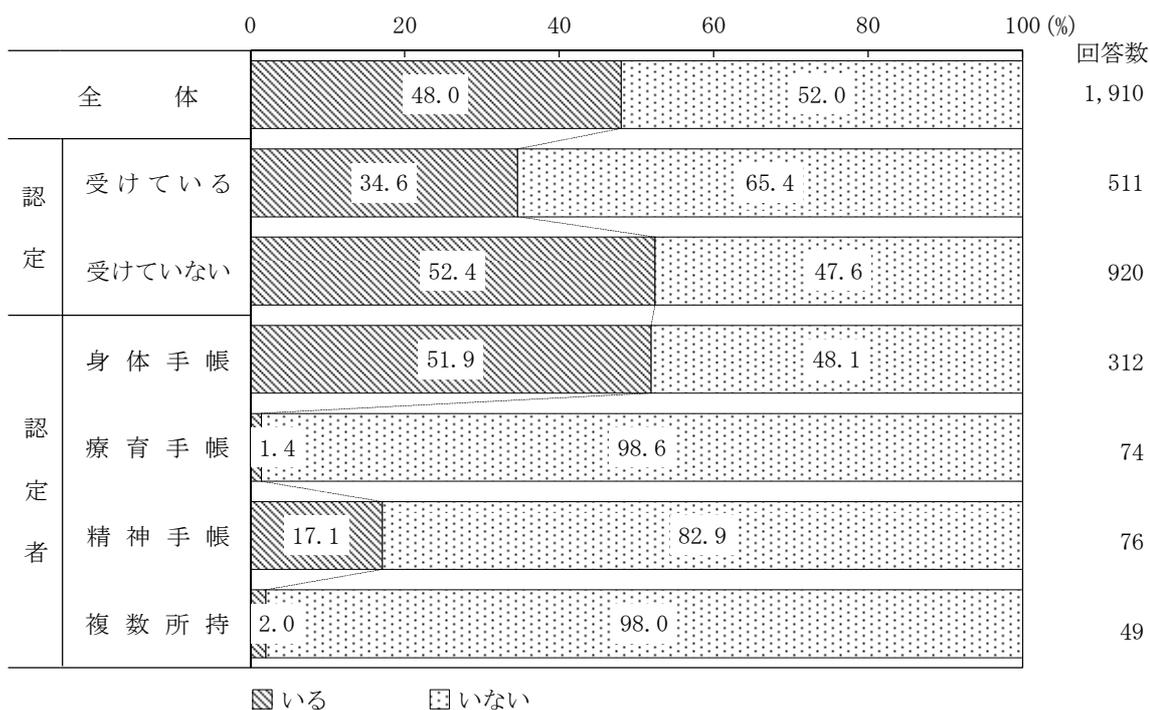
図2-9 障害支援区分認定（18歳以上）



(4) 配偶者

配偶者のいる18歳以上の人は、障害支援区分認定を受けている人が34.6%、受けていない人が52.4%です。障害支援区分認定を受けている人を障害者手帳別にみると、「いる」率は、身体障害者手帳所持者が51.9%と他の手帳所持者より高く、療育手帳所持者が1.4%、手帳の複数所持者が2.0%と非常に低くなっています。

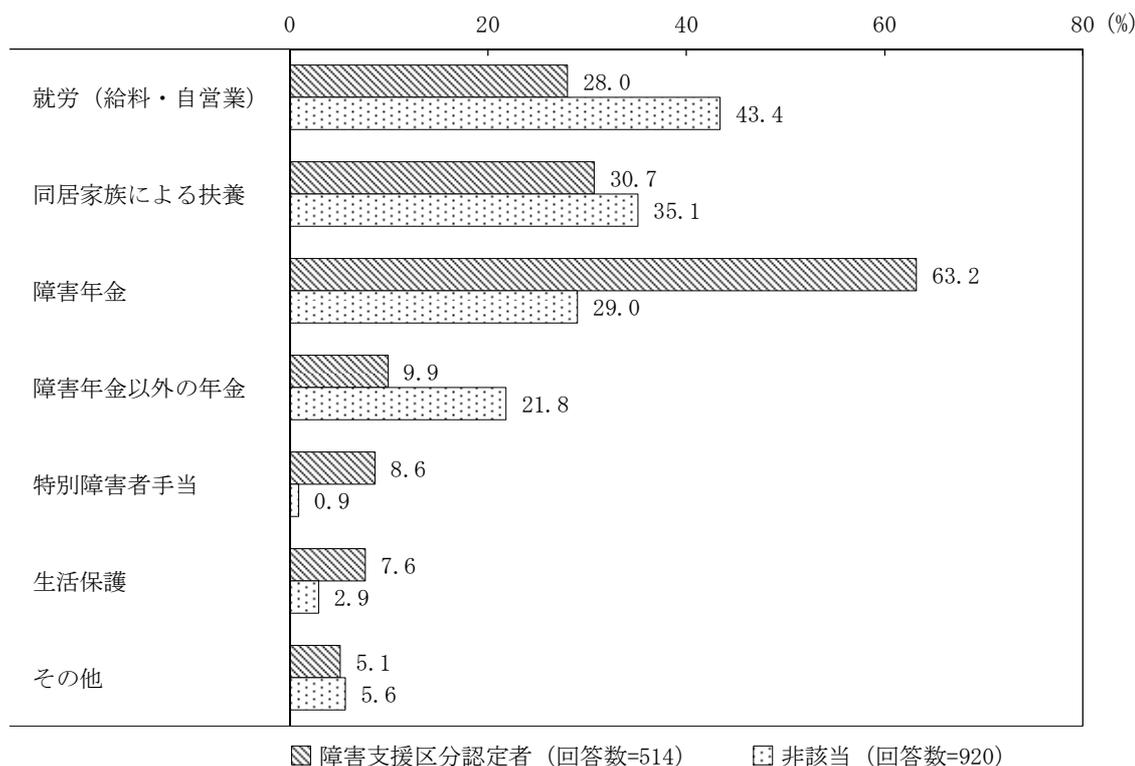
図2-10 配偶者の有無（18歳以上）



(5) 生活費

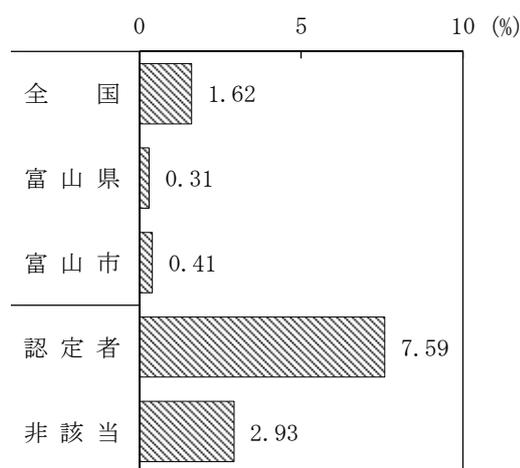
「何により生活費を得ていますか」という設問に対して、障害支援区分認定者は障害支援区分認定を受けていない人より「就労（給料・自営業）」「同居家族による扶養」「障害年金以外の年金」が低く、「障害年金」「特別障害者手当」「生活保護」が高くなっています。

図2-11 生活費（18歳以上・複数回答）



富山県の生活保護率0.31%は、47都道府県で最も低い率です。障害支援区分認定者の生活保護率7.59%は、障害支援区分認定を受けていない人の2.6倍、全国平均の4.7倍、富山市平均の18.5倍となっています。

図2-12 生活保護率

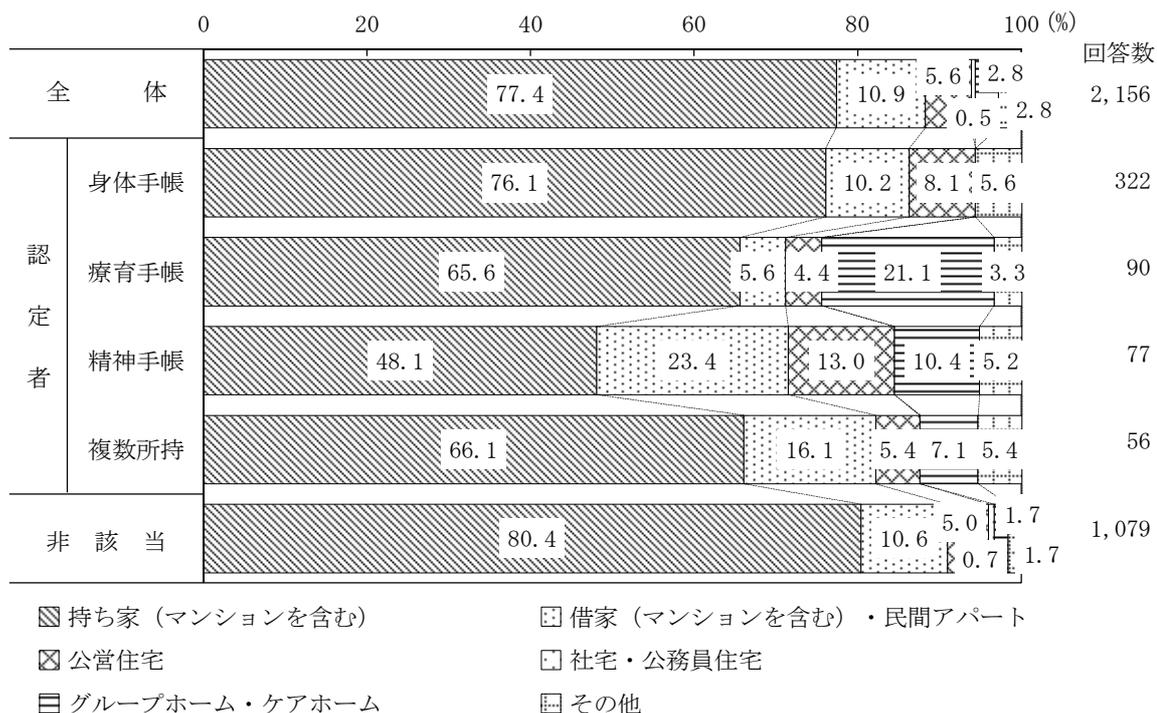


資料：「全国」「富山県」「富山市」は平成23年度「被保護者全国一斉調査」

(6) 住 居

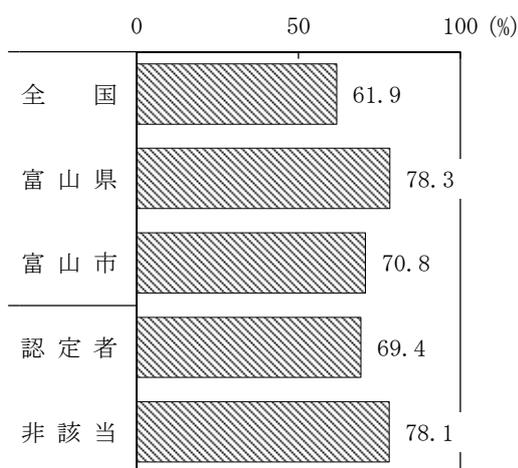
現在の住まいは、「持ち家（マンションを含む）」が最も高く、次いで「借家（マンションを含む）・民間アパート」となっています。障害支援区分認定者をみると、療育手帳所持者は「グループホーム・ケアホーム」が高く、精神障害者保健福祉手帳所持者および手帳の複数所持者は「借家（マンションを含む）・民間アパート」が高くなっています。

図 2-13 現在の住まい



富山県の持ち家率は、47都道府県中1位です。障害支援区分認定を受けていない人の持ち家率78.1%は、富山市平均より高く、富山県平均とほぼ同率になっていますが、障害支援区分認定者の持ち家率は富山市平均を下回っています。

図 2-14 持ち家率



資料：「全国」「富山県」「富山市」は平成22年「国勢調査」

3 障害者手帳所持者

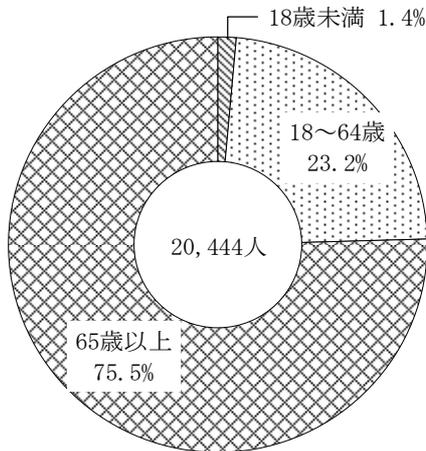
(1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者を年齢3区分別にみると、65歳以上の人が75.5%を占めています（図2-15）。65歳以上の身体障害者手帳所持者のなかには、介護保険サービスを利用している人がかなりいると推定されます。

平成26年3月末日現在の身体障害者手帳所持者は20,444人であり、そのうち50.9%を肢体不自由が占めています（図2-16）。

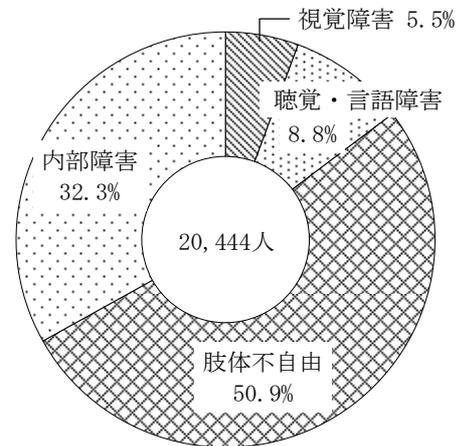
図2-17により障害の種類別の障害等級をみると、1・2級の重度の比率の高い障害の種類は、視覚障害と内部障害です。

図2-15 年齢別身体障害者手帳所持者数



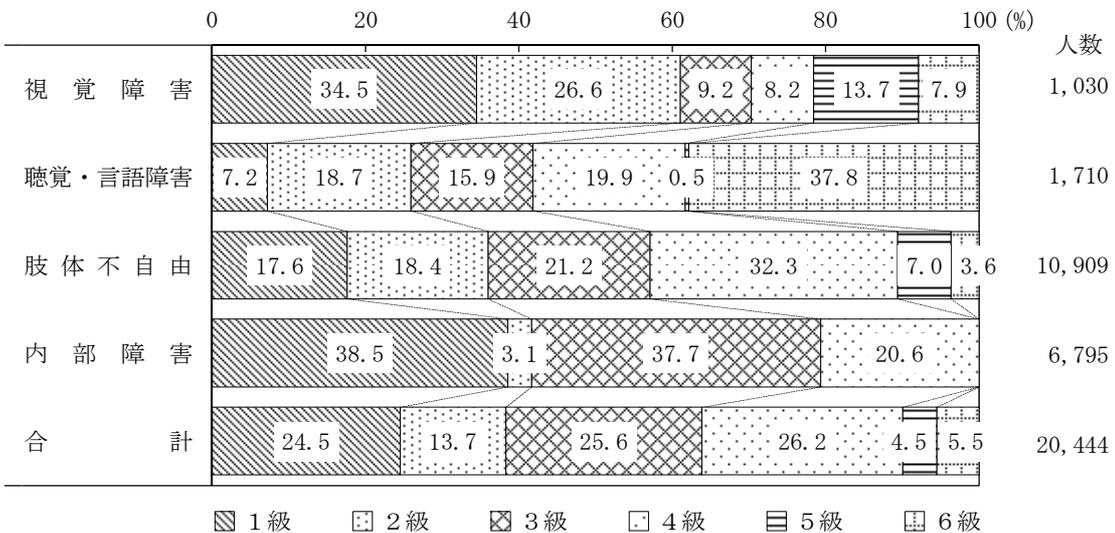
(注) 平成26年3月末日現在

図2-16 障害の種類別身体障害者手帳所持者数



(注) 平成26年3月末日現在

図2-17 障害の種類別・障害等級別身体障害者手帳所持者数



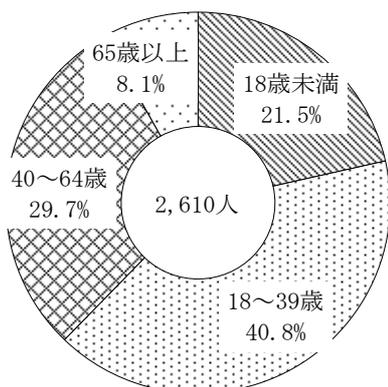
(注) 平成26年3月末日現在

(2) 療育手帳所持者

療育手帳制度は昭和48年に創設されました。年齢別の療育手帳所持者数をみると、18～39歳の40.8%が最も高く、次いで40～64歳の29.7%となっています。今後は65歳以上の療育手帳所持者も増加すると考えられます（図2-18）。

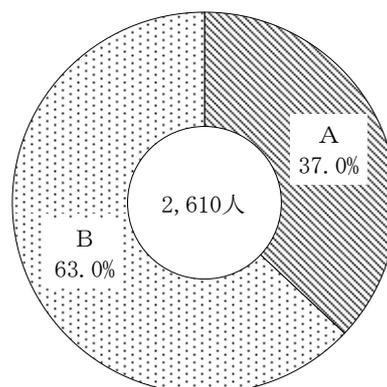
障害の程度別の療育手帳所持者数をみると、A（重度）が37.0%、B（その他）が63.0%となっています（図2-19）。

図2-18 年齢別療育手帳所持者数



(注) 平成26年3月末現在

図2-19 障害の程度別療育手帳所持者数

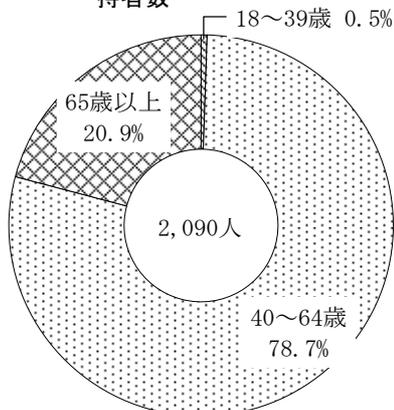


(注) 平成26年3月末現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

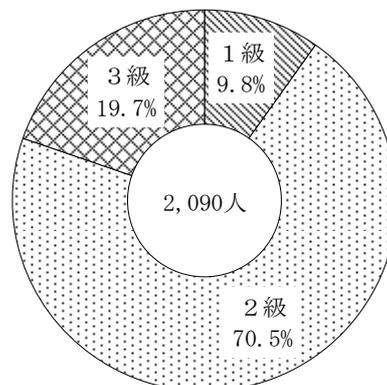
平成7年に精神保健法が改正され、法律名も精神保健及び精神障害者福祉に関する法律となりました。この改正により、精神障害者保健福祉手帳制度が導入されました。手帳の交付は、平成7年10月1日から始まり、平成26年3月末日現在の手帳所持者数は2,090人です。精神に障害があっても、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人がいるため、精神に障害のある人の実数を正確に把握することは非常に困難な状況にあります。

図2-20 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数



(注) 平成26年3月末現在

図2-21 障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数



(注) 平成26年3月末現在

4 特別支援学校高等部在籍生徒数

富山市に住所があり、市内外の特別支援学校高等部へ通っている生徒は204人です。3年生は61人ですが、この中には来年度から障害福祉サービスを利用する人もいますと考えられます。

表2-2 特別支援学校高等部在籍生徒数（平成26年5月1日現在）

| 区 分 | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 合 計 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 富山視覚総合支援学校 | - | 3 | 3 | 6 |
| 富山聴覚総合支援学校 | 6 | 3 | 6 | 15 |
| にいかわ総合支援学校 | 2 | - | 2 | 4 |
| しらとり支援学校 | 26 | 28 | 18 | 72 |
| 富山高等支援学校 | 18 | 12 | - | 30 |
| となみ総合支援学校 | 1 | 1 | - | 2 |
| 富山大学附属特別支援学校 | 5 | 5 | 6 | 16 |
| 富山総合支援学校 | 10 | 11 | 16 | 37 |
| 高志支援学校 | 5 | 5 | 4 | 14 |
| ふるさと支援学校 | 1 | 1 | 6 | 8 |
| 合 計 | 74 | 69 | 61 | 204 |